

松江市男女共同参画推進条例施行規則等の一部を改正する規則ほか 5 規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 19 日

松江市長

上 永 昭 仁

松江市規則第 37 号

松江市男女共同参画推進条例施行規則等の一部を改正する規則

松江市規則第 38 号

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則

松江市規則第 39 号

松江市ふるさと奨学金貸付条例施行規則及び松江市高井奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 40 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

松江市規則第 41 号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

松江市規則第 42 号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

松江市男女共同参画推進条例施行規則等の一部を改正する規則

(松江市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第1条 松江市男女共同参画推進条例施行規則(平成17年松江市規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(出資法人等の範囲) 第2条 条例第17条第1項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 市が出資している団体 ア～ウ 略 エ <u>公益財団法人松江スポーツ協会</u> オ 略 (2) 略	(出資法人等の範囲) 第2条 条例第17条第1項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 市が出資している団体 ア～ウ 略 エ <u>公益財団法人松江体育協会</u> オ 略 (2) 略

(松江市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 松江市情報公開条例施行規則(平成17年松江市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(出資法人の情報公開) 第14条 条例第31条第1項に規定する市が出資している法人のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>公益財団法人松江スポーツ協会</u> (5) 略	(出資法人の情報公開) 第14条 条例第31条第1項に規定する市が出資している法人のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>公益財団法人松江体育協会</u> (5) 略

(松江市事務分掌規則の一部改正)

第3条 松江市事務分掌規則(平成17年松江市規則第287号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(本庁の分掌事務) 第 5 条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。) 並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。 市長公室～松江歴史館 略 スポーツ振興課 振興係 (1)～(7) 略 (8) <u>公益財団法人松江スポーツ協会</u> の業務運営の指導に関すること。 (9)～(10) 略 国スポ・全スポ準備係 略 高校総体推進室～出納室 略	(本庁の分掌事務) 第 5 条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。) 並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。 市長公室～松江歴史館 略 スポーツ振興課 振興係 (1)～(7) 略 (8) <u>公益財団法人松江体育協会</u> の業務運営の指導に関すること。 (9)～(10) 略 国スポ・全スポ準備係 略 高校総体推進室～出納室 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則（平成 27 年松江市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 21 条 条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第 77 条第 1 項第 6 号</u> の <u>給付</u> の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ク 略	第 21 条 条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第 77 条第 6 項</u> <u> </u> の <u>支給</u> の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ク 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市ふるさと奨学金貸付条例施行規則及び松江市高井奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則

(松江市ふるさと奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第 1 条 松江市ふるさと奨学金貸付条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(奨学金の貸付手続) 第 4 条 略 2 前項の連帯保証人は 2 人とし、うち 1 人は父母又はこれに代わる者、<u>1 人は奨学生及び父母又はこれに代わる者である連帯保証人と生計を同じくしない者であり、かつ、成年で独立の生計を営む者</u>でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>3</u> 略 (奨学金の休止及び廃止) 第 8 条 条例第 9 条の規定<u>により</u>ふるさと奨学金の<u>貸付け</u>を休止する期間及び廃止する日は、その都度市長が定める。 2 市長は、ふるさと奨学金の<u>貸付け</u>の休止	(奨学金の貸付手続) 第 4 条 略 2 前項の連帯保証人は 2 人とし、うち 1 人は父母又はこれに代わる者_____ _____でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>3 父母又はこれに代わる者である連帯保証人以外の連帯保証人は、奨学生及び父母又はこれに代わる者である連帯保証人と生計を同じくしない者であり、かつ、成年で独立の生計を営む者でなければならない。</u> <u>4</u> 略 (奨学金の休止及び廃止) 第 8 条 条例第 9 条の規定<u>による</u>ふるさと奨学金の_____休止する期間及び廃止する日は、その都度市長が定める。 2 市長は、ふるさと奨学金の_____休止

又は廃止を行うときは、____奨学生又は当該奨学生の父母若しくはこれに代わる者に_____通知するものとする。	又は廃止を行うときは、 <u>当該</u> 奨学生又は当該奨学生の父母若しくはこれに代わる者に <u>奨学金貸付休止・廃止通知書により</u> 通知するものとする。
---	--

2 市長は、高井奨学金の<u>給付</u>の休止又は廃止を行うときは、____奨学生又は当該奨学生の父母若しくはこれに代わる者に____通知するものとする。	2 市長は、高井奨学金の____休止又は廃止を行うときは、<u>当該</u>奨学生又は当該奨学生の父母若しくはこれに代わる者に<u>奨学金給付の休止・廃止通知書により</u>通知するものとする。
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成 29 年松江市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定医療機関等の指定申請書等） 第 7 条 省令第 10 条第 2 項、<u>第 4 項及び第 5 項</u>の申請書は様式第 6 号<u>及び様式第 6 号の 2</u>によるものとし、同条第 2 項<u>第 8 号の誓約事項を記載した</u>誓約書は様式第 7 号によるものとする。 2 省令第 10 条の 6 第 2 項の申請書は、様式第 8 号によるものとし、<u>同項第 6 号の誓約事項を記載した誓約書は様式第 7 号によるものとする。</u> 3 略 4 省令第 10 条の 8 第 1 項の申請書は様式第 10 号によるものとし、同項第 2 号の<u>誓約事項を記載した</u>誓約書は様式第 11 号によるものとする。 （指定医療機関等の変更等届書） 第 8 条 略 2・3 略 4 省令第 14 条<u>第 4 項</u>の届書は、様式第 15 号によるものとする。 （指定医療機関等の辞退届書） 第 9 条 省令第 15 条<u>第 1 項</u>の届書は、様式第 16 号によるものとする。	（指定医療機関等の指定申請書等） 第 7 条 省令第 10 条第 2 項<u>及び</u>第 4 項<u> </u>の申請書は様式第 6 号<u> </u>によるものとし、同条第 2 項<u>第 6 号及び同条第 4 項第 2 号の</u>誓約書は様式第 7 号によるものとする。 2 省令第 10 条の 6 第 2 項の申請書は、様式第 8 号によるものと<u> </u>する。 3 略 4 省令第 10 条の 8 第 1 項の申請書は様式第 10 号によるものとし、同項第 2 号の<u> </u>誓約書は様式第 11 号によるものとする。 （指定医療機関等の変更等届書） 第 8 条 略 2・3 略 4 省令第 14 条<u>第 3 項</u>の届書は、様式第 15 号によるものとする。 （指定医療機関等の辞退届書） 第 9 条 省令第 15 条<u> </u>の届書は、様式第 16 号によるものとする。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 7 条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

次のとおり指定・指定の更新を申請します。

医 療 機 関	フリガナ		医療機関コード	
	名 称			
	所 在 地	TEL ()		
開 設 者	フリガナ			
	氏名（名称等）			
管 理 者	フリガナ			
	氏 名			
診 療 科 名				
健康保険法による指定		有・指定申請中	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
生活保護法第49条の3第4項 において規定する診療所又 は薬局の該当の有無		有・無		

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

申請者（開設者）

氏 名

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、松江市長に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

【記載要領】

- 1 標題の「指定・指定更新」及び申請文の「指定・指定の更新」の部分は、いずれかを○で囲んでください。
- 2 医療機関の「名称」は、医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、開設者の「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載してください。
- 5 「診療科名」は、標ぼうする診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。

※ 薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。

- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。

※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。

- 7 「生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。

① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの

② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの

- 8 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（第7条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（訪問看護ステーション等）

指定・指定更新 申請書

次のとおり指定・指定の更新を申請します。

医療機関	フリガナ		ステーション コード	
	名称			
	所在地	TEL ()		
開設者	フリガナ			
	氏名(名称等)			
	生年月日	年	月	日
	住所 (所在地)			
管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
健康保険法による指定		有・指定申請中	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日		年 月 日 (更新の場合のみ記載)		

年 月 日

(あて先) 松江市長

住所

申請者（開設者）

氏 名

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、松江市長に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

【記載要領】

- 1 標題の「指定・指定更新」及び申請文の「指定・指定の更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 事業者が健康保険法上のみなし指定を受けている場合、「名称」は、介護保険法に基づく介護サービス事業者として指定を受けた名称を記載してください。
- 3 「ステーションコード」は、指定訪問看護ステーションコードを記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
- 5 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※ 介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 6 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第 49 条の 3 第 1 項の規定により指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 7 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第 7 号中「生活保護法第 49 条の 2 第 4 項」を「生活保護法第 49 条の 2 第 4 項又は第 54 条の 2 第 5 項」に、「同条第 2 項第 2 号」を「同法第 49 条第 2 項第 2 号」に改める。

様式第 8 号中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

様式第 12 号から様式第 16 号までの規定中「、介護療養型医療施設」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（平成 29 年松江市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号_____)、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)及び松江市旅館業法施行条例(平成 29 年松江市条例第 115 号。<u>第 7 条第 1 項において</u>「条例」という。)に定めるもののほか、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 11 号(第 7 条関係) _____ 略 _____ 旅館業許可証再交付申請書 略 様式第 12 号(第 7 条関係) _____ 略 _____ 旅館業許可証書換交付申請書 略	(趣旨) 第 1 条 この規則は、旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号。<u>以下「政令」という。</u>)、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)及び松江市旅館業法施行条例(平成 29 年松江市条例第 115 号。<u>以下</u> _____ 「条例」という。)に定めるもののほか、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 11 号(第 7 条関係) 旅館業許可証再交付申請書 略 年 月 日生 _____ 略 様式第 12 号(第 7 条関係) 旅館業許可証書換交付申請書 略 年 月 日生 _____ 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成 29 年松江市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）及び松江市公衆浴場法施行条例（平成 29 年松江市条例第 114 号。<u>第 4 条において</u>「条例」という。）に定めるもののほか、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。<u>第 3 条において</u>「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 4 号（第 5 条関係） 略 相続に係る公衆浴場営業者地位承継届 下記のとおり、公衆浴場営業者の地位を承継した__ので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。 略	（趣旨） 第 1 条 この規則は、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）及び松江市公衆浴場法施行条例（平成 29 年松江市条例第 114 号。<u>以下</u>__「条例」という。）に定めるもののほか、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。<u>以下</u>__「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 4 号（第 5 条関係） 略 相続に係る公衆浴場営業者地位承継届 下記のとおり、公衆浴場営業者の地位を承継した<u>い</u>ので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。